第一条中「平成二十一年」を「平成二十二年」に改め、同条の表中「三千九百三十六万八千円」を「四千五百五十三万四千円」に改める。

第二条中「平成二十一年」を「平成二十二年」に改め、同条の表中「三千四百九十五万二千円」を「三千六百三十四万円」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第十三号

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）の一部の施行に伴い、並びに石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）及び石綿による健康被害の救済に関する法律施行令（平成十八年政令第三十七号）の規定に基づき、環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年二月二十八日

環境大臣　小沢　鋭仁

環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令

環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二号を次のように改める。

二　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第八十五条第一項の規定による休業手当金、同法第八十七条第一項の規定による障害年金、同条第二項の規定による障害手当金、同法第九十一条又は第九十二条の規定による一時金、同法第九十七条の規定による遺族年金、同法第百一条又は第百二条の規定による一時金、同法附則第五条第一項の規定による障害前払一時金及び同条第二項の規定による遺族前払一時金

第二十八条から第三十一条までを次のように改める。

第二十八条から第三十一条まで　削除

第三十三条第一項及び第三十四条中「において準用する法第四十条」を削る。

第三十五条の見出し中「第二項一般拠出金等」を「特別拠出金等」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「第二項一般拠出金」を削り、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第二項一般拠出金」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「法第三十九条第二項並びに」を削り、同項を同条第三項とする。

第三十六条中「法第四十一条第四項（法第五十条において準用する場合を含む。）」を「法第五十条の二第四項」に改める。

第三十七条中「法第四十四条（法第五十条において準用する場合を含む。）」を「法第五十条の五」に改め、「第二項一般拠出金」を削る。

第三十八条第一項を削り、同条第二項中「法第五十条において準用する法第四十五条第二項」を「法第五十条の六第二項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「法第四十五条第二項」を「法第五十条の六第二項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「法第四十五条第二項」を「法第五十条の六第二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第三十九条中「船舶所有者若しくは」及び「第二項一般拠出金又は」を削る。

様式第二の裏面中「第二項一般拠出金及び特別拠出金並びに延滞金」を「特別拠出金及び延滞金」に改める。

様式第三を次のように改める。

様式第3　削除

様式第四中「（第38条第２項関係）」を「（第38条第１項関係）」に、同様式の表面中「第50条において準用する第45条第２項」を「第50条の６第２項」に改め、同様式の裏面を次のように改める。

（裏）

石綿による健康被害の救済に関する法律抜すい

（特別事業主に対する報告の徴収等）

第50条の６　機構は、特別拠出金の徴収に関し必要があると認めるときは、特別事業主に対し、報告若しくは文書の提出を命じ、又は当該職員に、特別事業主の事務所に立ち入り、関係者に質問させ、若しくは帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第88条　（略）

２　（略）

３　第50条の６第１項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出し、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、６月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第90条　法人（法人でない労働保険事務組合等を含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第88条又は前条（第１項第１号及び第２項第１号を除く。）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

２　（略）

様式第五中「（第38条第３項関係）」を「（第38条第２項関係）」に、同様式の裏面中「第45条第２項」を「第50条の６第２項」に、「（船舶所有者に対する報告の徴収等）」を「（特別事業主に対する報告の徴収等）」に、「第45条　（略）」を「第50条の６　（略）」に改める。

様式第六中「（第38条第４項関係）」を「（第38条第３項関係）」に、同様式の裏面中「第45条第２項」を「第50条の６第２項」に、「（船舶所有者に対する報告の徴収等）」を「（特別事業主に対する報告の徴収等）」に、「第45条　（略）」を「第50条の６　（略）」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

（石綿による健康被害の救済に関する法律施行令第七条の環境省令で定める規定に基づき支給される給付に関する経過措置）

2　石綿による健康被害の救済に関する法律施行令（平成十八年政令第三十七号）第七条の環境省令で定める規定に基づき支給される給付は、環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第三号）第二十一条に規定するもののほか、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第四条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第三十条第一項の規定による傷病手当金（職務上の事由又は通勤によるものに限る。）、同法第四十条第一項及び第二項の規定による障害年金、同条第三項の規定による障害手当金、同法第四十二条、第四十二条ノ二又は第四十二条ノ三の規定による一時金、同法第四十六条の規定による介護料、同法第五十条の規定による遺族年金、同法第五十条ノ七の規定による一時金、同法第五十条ノ九の規定による葬祭料（職務上の事由又は通勤によるものに限る。）、同法附則第七項の規定による障害前払一時金並びに同法附則第八項の規定による遺族前払一時金とする。